

平成30年11月30日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 外貨両替における上限金額設定のお知らせ

岩手銀行（頭取 田口 幸雄）では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な対策強化の流れを踏まえ、下記のとおり平成30年12月3日より外貨両替取引の上限金額を設定させていただきます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

上限金額	岩手銀行に <u>口座をお持ちのお客さま</u>	100万円相当額
	岩手銀行に <u>口座をお持ちでないお客さま</u>	30万円相当額

※上記金額は1回あたりの上限金額とします。

※月内に2回以上の外貨両替を行い、合計金額が上限金額を超過する場合等、2回目以降のお取引をお断りさせていただくことがございますので、ご了承願います。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 市場金融部 国際業務室

電話：019-624-8469（直通）

以上